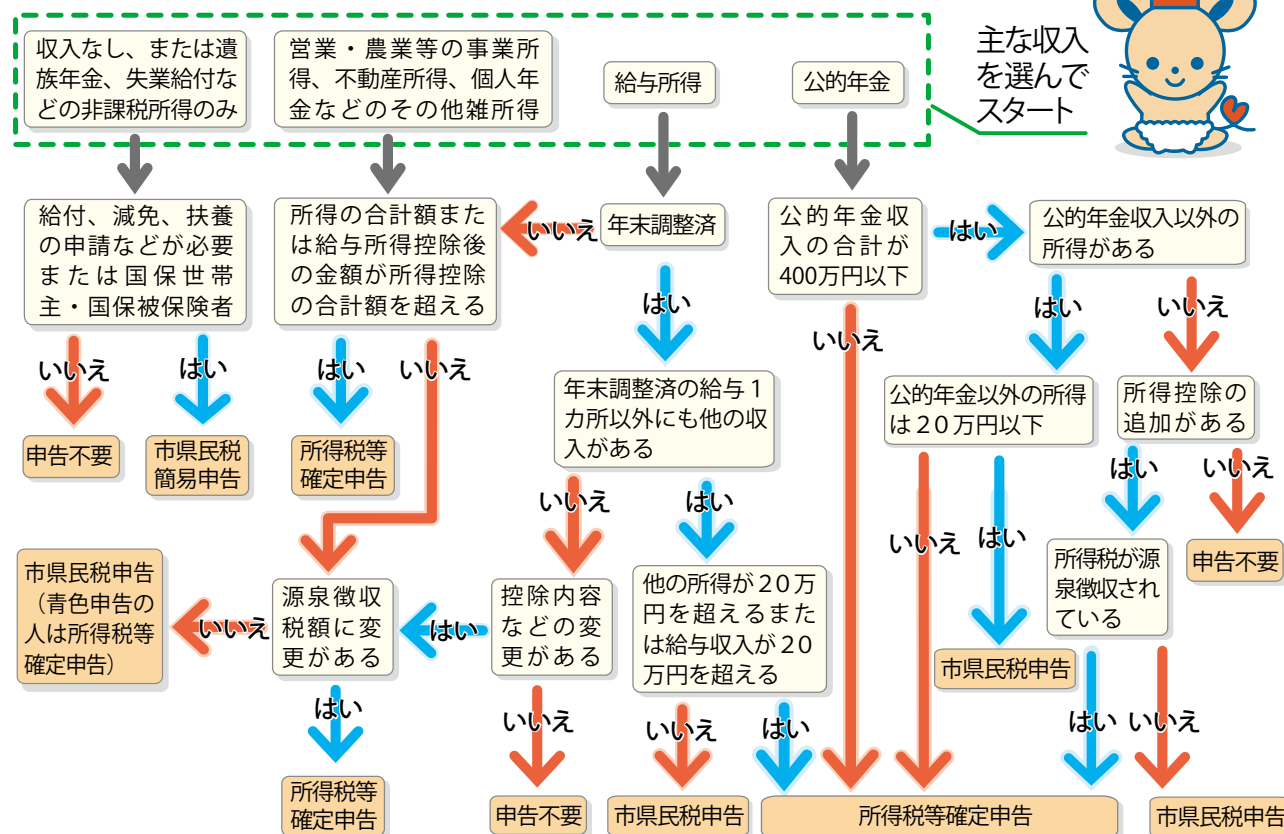


●どのような申告が必要になるかの目安



○給与収入が 2000 万円を超える人は、所得税の申告が必要です

○上記の表にかかわらず、土地・建物・株式売却などの分離課税所得がある人、青色申告の人、住宅借入金等特別控除の適用を初めて受けようとする人、雑損控除がある人（平成30年7月豪雨を除く）、太陽光発電収入のある人、相続などに係る生命保険契約等年金のある人、事業所得や不動産所得などがある人で令和元年中の所得金額の合計額が所得控除合計額を超える人は、イオンモール倉敷会場で申告をしてください

個人市県民税・国民健康保険税の申告が必要な人

申告忘れは、介護・後期高齢者医療保険料の算定に影響する場合があります

▼令和2年1月1日現在、市内に居住し、所得税の確定申告をする必要がない人で、令和元年中に収入があった人

※ただし、次の人は申告をする必要はありません

- ・ 所得税の確定申告をしている人
- ・ 1 カ所からの給与収入のみで、年末調整が済んでいる給与支払報告書が勤務先から市へ提出されている人
- ・ 公的年金等収入のみで、次の①か②に該当する人
 - ① 昭和 30 年 1 月 2 日以後生まれで、年金収入合計額が 98 万円以下の人
 - ② 昭和 30 年 1 月 1 日以前生まれで、年金収入合計額が 148 万円以下の人

▼令和元年中に収入のなかった人（障害・遺族年金のみの人、失業給付のみの人など）で、税法上の扶養になっていない人（国民健康保険に加入している人や非課税証明書の発行が必要な人は、申告が必要です）

▼公的年金等の収入金額が 400 万円以下で、確定申告が不要な場合でも、所得控除の追加などがある人

※ 公的年金等の収入金額が 400 万円以下で、その他の所得が 20 万円以下の人は、所得税の確定申告は不要です。ただし、年金から控除されていない社会保険料の追加や生命保険料の支払い、扶養の追加、医療費控除などがあり、所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。また、還付とならない場合でも個人市県民税・国民健康保険税の申告をしてください。

申告書の作成は [国税庁ホームページ](#)

**確定申告書等
作成コーナーで!!**

画面の案内に従って金額を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。

おうちで作成
ネットで申告

詳しくは [国税庁](#) で検索！

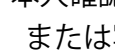
確定申告には

マイナンバー
(12桁) の記載

+

本人確認書類の提示
または写しの添付

が必要です



所得税の

確定申告

個人市県民税・国民健康保険税の申告

申告相談についての問い合わせ

倉敷稅務署 (☎ 086-422-1201)、稅務課市民稅係 (☎⁹² 8234)

所得税などの確定申告と個人市県民税・国民健康保険税の市内申告会場での相談期間は、2月13日(木)から3月16日(月)までです。6ページの日程表を参考に申告をしてください。

毎年、申告会場は混雑します。待ち時間短縮のため、事前に医療費控除の明細書や農業所得などに係る収支内訳書などの作成をお願いします。

また、スムーズに申告を済ませるため、「申告の手引き」や国税庁ホームページなどを参考に申告書を自主作成し、郵送や電子申告（e-Tax）で提出することもできます。

平成30年7月豪雨により被害を受けた人へ

平成30年7月豪雨で資産（住宅、家財など）に損害を受けた人は、損失額や支出した原状回復のための費用を所得税及び復興特別所得税、個人市県民税の計算上差し引くことができます。

また、平成 30 年分の確定申告で総所得金額の合計から引ききれなかった雑損控除の金額を、令和元年分以降 3 年間繰り越して総所得金額から控除することができます。

必要書類など

- ・平成 30 年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書や雑損控除計算明細書の控え
- ・平成 30 年分の確定申告以降、令和元年 9 月 27 日までに支出したリフォームなどの原状回復費用などがある場合、その支出がわかる領収書など

※今回初めて雑損控除の申告をする人

必要書類については、事前に倉敷税務署か税務課市民税係へお問い合わせください

医療費控除は領収書の代わりに

+ 「医療費控除の明細書」
の添付が必要

- 医療保険者が発行する医療費通知（医療費のお知らせなど）を添付すると、「医療費控除の明細書」の記載を簡略化できます。
- 医療費の領収書は、5年間保存する必要があります。

※令和元年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付・提示によることもできます。

医療費控除とセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）は、ともに明細書の添付が必要です。

どちらか一方の
選択適用

医療費控除

または

セルフメディケーション税制

>>>>>
申告できる範囲が広がりました！



いつでもどこでも

スマホで申告!!

QRコード



国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォンでも所得税の確定申告書が作成できます。

◆
スマホ専用画面の利用範囲

項目	平成 30 年分	令和元年分
収入	給与所得（年末調整済 1 力所）	給与所得（年末調整済 1 力所、年末調整未済、2 力所以上）、公的年金等、その他雑所得、一時所得
所得控除	医療費控除、 寄附金控除	全ての所得控除
税額控除	政党等寄附金等特別控除	政党等寄附金等特別控除、 災害減免額
その他	該当なし	予定納税額、本年度で差し引く繰越損失額

IDパスワード方式で
手続きが完結
(ICカードリーダーは不要)



税務署で発行された ID パスワード方式の届出完了通知を利用して e-Tax で送信できます。